

【厚生労働大臣の定める掲示事項】

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている
保険医療機関です。

入院基本料について

当院は、以下の入院料を算定しています

- ・急性期一般入院料 4
- ・地域包括ケア入院医療管理料 1
- ・回復期リハビリテーション病棟入院料 2

◆一般病棟

一般病棟は入院患者数 47 人で、急性期一般入院料 4 を算定しています。

当病棟では 1 日に 18 人以上の看護職員が勤務しています。尚、時間帯毎の配置は次の通りです。

看護要員の対患者割合、看護要員の構成

時間帯	看護職員 1 人当たりの受け持ち数
8：30～16：30	4 人以内
16：30～翌 0：30	2 4 人以内
0：30～8：30	2 4 人以内

◆回復期リハビリテーション病棟

回復期リハビリテーション病棟は入院患者数 43 人で、回復期リハビリテーション病棟入院料 2 を算定しています。

当病棟では 1 日に 15 人以上の看護職員と 5 人以上の介護職員が勤務しています。
尚、時間帯毎の配置は次の通りです。

看護要員の対患者割合、看護・介護要員の構成

時間帯	看護職員 1 人当たりの受け持ち数	介護職員 1 人当たりの受け持ち数
8：30～16：30	4 人以内	1 5 人以内
16：30～翌 0：30	2 2 人以内	4 3 人以内
0：30～8：30	2 2 人以内	4 3 人以内